

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に、深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そして、いつでも、どこにでも起こりうるものであるという認識に立つ。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

(3) 育てたい生徒の力や教師の役割

学習指導要領において、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）をバランスよく育てることをねらい、人格の完成をめざす。学校教育目標を「知恵を蓄え、感性を磨き、創造的に行動できる人間の育成」とし、生徒同士、生徒と教師、教師相互の温かな人間関係の中で「人間力」を育むとともに、「教師力」を高め、「学校力」を強めることをねらい、以下のことを重点に指導を進める。

- ① 少人数や T・T 指導のよさを生かし、「学び合い高め合う学び」の中から、分かる授業を展開し、基礎・基本の定着と共に、思考力・判断力・コミュニケーション能力の育成をめざすようにする。学びの中で生徒間の人間関係や集団を育てることを主眼とする。
- ② 「相手の立場を尊重する態度」や「自己表現できる能力」を培い、思いやりに満ち、自他の生命を尊重しようとする心豊かな生徒の育成をめざす。
- ③ 家庭や地域社会と支え合い、信頼される開かれた学校づくりをめざす。

2 いじめ防止対策組織

「主任者会」「自己実現部会」「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

○ 主任者会

→校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任を構成員とし、随時開催する。学校経営の中核としてばかりでなく、いじめ防止等に関わる生徒指導全般において情報交換を行い、早期発見・早期対応に努め、指導方針を決定する。

○ 自己実現部会

→生徒指導主事が主宰し、学年生徒指導担当と養護教諭とスクールカウンセラーと適宜管理職が参加して、随時開催する。主に、校内外の日常生活指導と学年間の情報交換を行い、生徒理解に努める。いじめ防止や不登校について早期発見に努め、組織として対応するための具体的な計画を立て、各学年へ対応策を示す。

○ いじめ・不登校対策委員会

→全職員とスクールカウンセラーを構成員とし、年3回開催する。「いじめ防止基本方針」を年度初めに周知し、学校生活の様々な場面において指導を進めることができるよう、全職員で共通理解を図る。スクールカウンセラーにも参加を要請し、相談活動の内容についての報告を受けるとともに、専門的な見地からいじめ防止や不登校対策について助言を受ける。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒が主体となる仲間と共に学び合う分かる授業づくりに努め、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む。
- ウ 学校教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないよう、継続的に指導する。生徒の主体的な活動として保健委員会が中心となり、全校生徒へ呼びかけたり、専門家の講演指導を受けたりする。
- オ 保健指導の年間計画に、人間関係づくり、コミュニケーション能力の育成、命の授業等を盛り込み、保健授業として実践する。

(2) いじめの早期発見

- ア 「心のアンケート」や教育相談（年3回）やQ-Uテストを定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。教育相談の3回目は希望者や気になる生徒を中心に行う。
- イ 教師と生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「自己実現部会」を中心に、組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携を図る。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応のフロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 被害生徒・保護者に対して誠意のある対応に努め、調査結果については、適切に情報提供を行う。

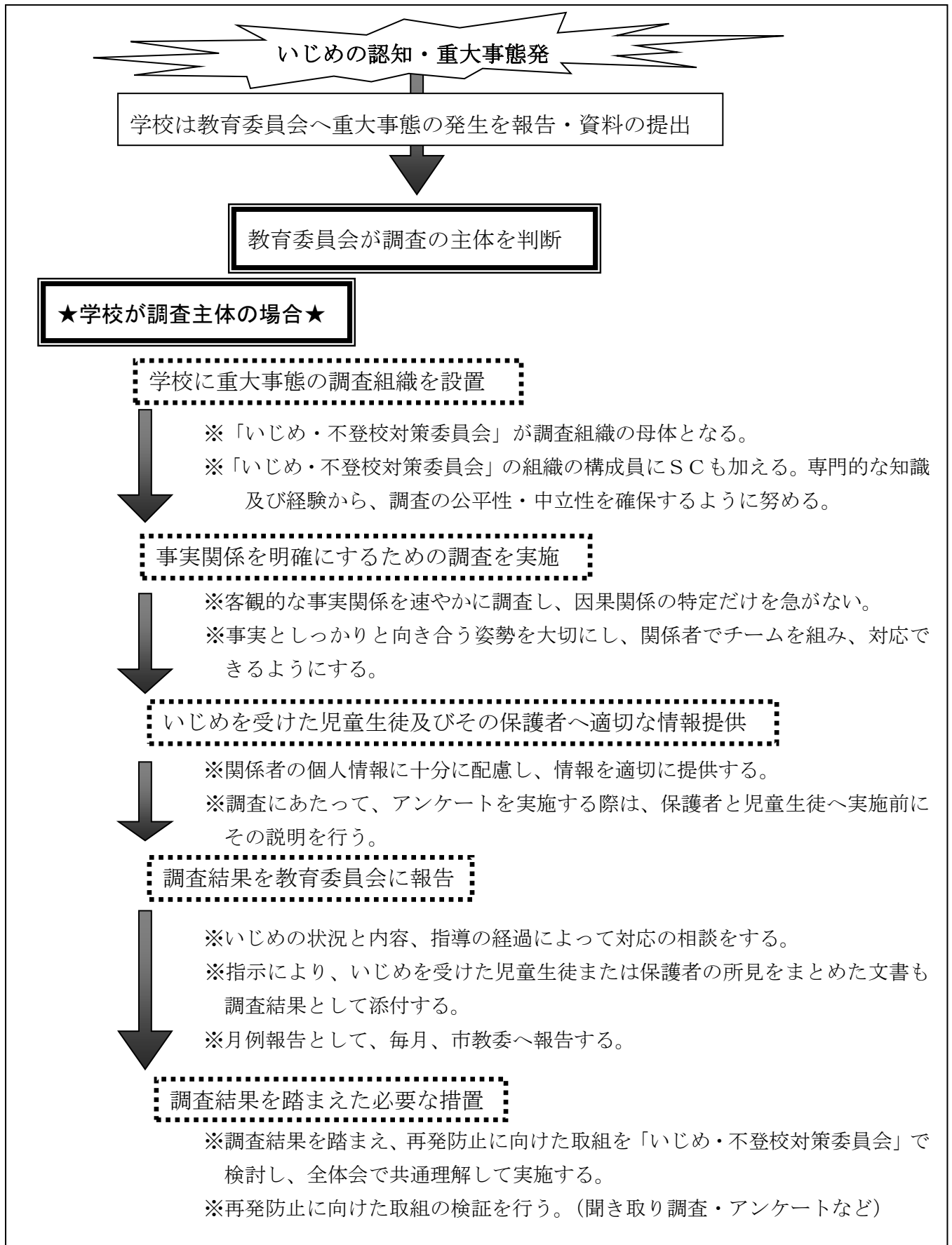
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校のいじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA（PLAN→DO→CHECK→ACTION）サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケートを随時実施する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月にホームページへ掲載する。
- (3) 長期休業中については、生徒指導主事や担任で事前・事後指導を行う。また、活動の中心となる部活動においても部の顧問を中心として生徒理解に努め、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 毎月、いじめの報告書を市教育委員会へ提出する。

《重大事態の対応のフロー図》



《参考資料 取組の年間計画》

犬山市立城東中学校

	「いじめ・不登校対策委員会」 「自己実現部会（隔週）」 「主任者会（隔週）」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○全教職員による生徒理解 ・いじめ・不登校対策委員会①	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学年・学級開き	○いじめ相談の生徒・保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会「いじめ防止基本方針」配信 ○学年懇談会
5月	D ○学年・学級経営の対策検討	○保健指導	○教育相談活動 「心のアンケート（含いじめ）」	○資源回収 ○部活動懇談会の実施
6月	○生徒指導方針の共通理解	○学校保健委員会（体の健康・心の健康） ○学級活動（エンカウンター）	○Q-U実施・分析	○保護者会 ○PTA学校保健委員会給食試食会
7月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討	○いのちの集会 ○部活動選手激励会		
8月	C ○現職研修（ケーススタディ）			
9月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討 ・いじめ・不登校対策委員会②		○教育相談活動② 「心のアンケート（含いじめ）」 ○半期のふりかえり	
10月	A P ○全教職員による生徒理解・指導方針検討	○体育祭縦割り活動（応援・縦割り種目練習） ○学校保健委員会 ○職場体験学習（2年） ○総合Day 調査体験活動（1・3年）	○Q-U実施・分析	○体育大会参観 ○地域美化活動 ○PTA学校保健委員会
11月	D ○全教職員による生徒理解・指導方針検討	○「文化のつどい」合唱発表		○文化のつどい参観 ○保護者会
12月	○現職研修（ケーススタディ）	○赤い羽根募金活動		○資源回収
1月	C A ○生徒指導方針の共通理解	○橋渡しの会への取組（ソウ節・合唱） ○保健指導（いのちの学習）	○教育相談活動③ 「心のアンケート（含いじめ）」	○保護者会
2月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討 ・いじめ・不登校対策委員会③	○橋渡しの会		○橋渡しの会参観
3月	P ○「いじめ防止基本方針」見直し	○働く人の話を聞く会（1年）	○1年のふりかえり（自己評価）	○卒業式参加
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○不登校生徒への対応策検討 ○適応指導教室との連携	○集会の校長講話・教員の講話 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談と教職員への指導方針提示・連携 ○基礎ノートへの朱筆	○PTA登校指導 ○あいさつ運動 ○HPへ学校紹介